

Ⅲ 工場・指定作業場等

1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）に関する事務処理状況

(1) 工場認可について

これから工場を始める方またはすでに工場を始められている方で、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例にもとづき、事前に工場の設置認可または変更認可を受けなければなりません。

環境確保条例ではその他各種の届出や報告、また、施設の種類によっては、他の公害関連法令により、設置や変更等の届出が必要となる場合があります。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、公害の種類によってそれぞれの規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

工場とは、別表 1（§ 5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

認可事務					
設置認可	変更認可	不認可	取下げ	次年度繰越	認定
2	6	0	0	2	10
届出受理					
氏名等変更届	承継届	廃止届	職権削除	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書
24	2	3	0	13	5
届出受理			監 察		
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令
0	0	0	1	0	0
					認可工場 総 数
					1,734

(2) 指定作業場について

これから指定作業場を設置する方またはすでに設置されている方で、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例やその他公害関連法令にもとづき、各種の届出の手続きが必要です。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、種々の規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

指定作業場とは、別表 2（§ 5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

届出受理						
設置届	変更届	氏名等 変更届	承継届	廃止届	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書
1	2	27	2	4	9	0
届出受理				監 察		指定作業場 総 数
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令	
0	0	0	0	0	0	540

2 事業所調査

(1) 工場等排水調査

水質汚濁発生源に対する浄化槽の規制指導として、環境確保条例にもとづき、市内の対象工場、指定作業場およびその他事業所の排水について立入調査を実施し、指導監視を行っています。結果については下表のとおりです。

(単位：件)

調査項目		検体数	基準不適合 検 体 数	不適合に対する措置状況		
				改善要請	改善勧告	改善命令
生 活 環 境 項 目	201人槽以上	2	0	0	0	0
	200人槽以下	2	0	0	0	0
	畜 舎	0	0	0	0	0
	小 計	4	0	0	0	0
健康項目		1	0	0	0	0
合 計		5	0	0	0	0

調査項目

生 活 環 境 項 目	水質：pH、BOD、SS
健 康 項 目	水質：CN、T-Cr、Cr ⁶⁺ 、Pb、As、Cd、 T-Hg

(2) ばい煙調査

大気汚染の原因とされる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等について、ボイラー（伝熱面積5㎡以上）を使用している事業所の中から2事業所（2施設）を抽出して調査した結果、すべての事業所において規制基準を満たしていました。

※ばい煙発生施設（ボイラー）

1 大気汚染防止法（抜粋）

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。
- ・伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり50リットル以上であること。

2 環境確保条例（抜粋）

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。
- ・伝熱面積が5㎡以上

(3) 使用燃料いおう分調査

重油を使用している事業所のうち5事業所（5検体）を調査した結果、すべての事業所の燃料について、基準を満たしていました。

（単位：重量比％）

検 体 数	平 均 い お う 分
5	0.04